



# 「差別でない例」 明示の是非は

## 「対応画一化の恐れ」

障害者の入店を断っても、こんな場合は差別に当たらないと考えられます。障害者差別の解消を目指す条例や指針づくりが全国で進む中、「差別ではない事例」をはっきりと示すかどうかで自治体の対応が割れている。ガイドラインを策定中の大阪府では、案から事例が削除された。何が問題になっているのか。

8日、大阪市中央区のホテルの会議場。障害者団体の代表や識者らでつくる「大阪府障がい者施策推進協議会」のメンバー約30人が43分の資料が配られた。障害者差別解消法<sup>①</sup>の施行を前に、事業者ら府民がどう対応すればいいかを示したガイドラインの案。作業部会が昨年11月から検討してきた。

別は、どんな行為が差別に当たるか事例が並んでいる。一方、1カ月前の当初案<sup>②</sup>には差別に当たらないと考えられる具体例も列挙されていたが、まるまる消えていた。

## 障害者めぐる指針に議論

### ■作業部会の当初案にあった主な事例

- 【不当な差別的取り扱いとなりうる場合】
- ・盲導犬に理解がなく、飲食店が入店を拒否する
- ・タクシーが「車いすだから」と乗車拒否する
- ・火の用心のためという理由でアパートへの視覚障害者の入居を拒否する
- 【サービスなどを提供しなくても差別に当たらないと考えられる場合】＝削除
- ・静かにすることが求められる映画館などで大声をあげ、ほかの利用者の受忍限度を超える
- ・車いすで施設を損傷させる可能性が高い
- ・プールで水着以外（オムツなど）の着用を禁止している

大阪府障がい者福祉協会の会長、嵐谷安雄さん(75)は「この範囲までなら許される」と事業者が考え、対応が画一的になるおそれもある。本来は双方が話し合っ

て、別は、どんな行為が差別に当たるか事例が並んでいる。一方、1カ月前の当初案<sup>②</sup>には差別に当たらないと考えられる具体例も列挙されていたが、まるまる消えていた。

## 線引き求める事業者

事業者はガイドライン案をどう考えるか。関西で複数の理美容店を展開する70代の男性社長は「しつかりとした線引きは必要だ」と話す。

情報があつた場合、国は事業者などに差別行為の有無の報告を求め、助言や指導をすることができ、虚偽報告などには罰則(20万円以下の過料)がある。自治体では07年施行の千葉県を皮切りに、国に先行して条例を制定する動きが続いてきた。

客に席まで連れて行って」とお願いされても、抱えていくことは難しい。「それでも差別と言われしてしまう可能性もあるのかな。具体例があれば、お客さんと話し合いやすいんだけど」

## 割れる判断

自治体の判断は様々だ。長崎県は4月に施行した条例の逐条解説に「差別の対象とならないと考えられる事例」を明記。千葉県は条例の解釈指針に記している。担当者は「わかりやすさを重視した」と話す。

事業者はガイドライン案をどう考えるか。関西で複数の理美容店を展開する70代の男性社長は「しつかりとした線引きは必要だ」と話す。

付添人とともに来た客が、散髪中に大声をあげたり動き回ったりしたことがある。「サービスを提供するのは難しい」と伝えると、付添人に「こちらはお金を払

っている客だ。差別じゃないかと抗議を受けた。「障害の有無にかかわらず動き回る人はお断りする。差別に当たらない事例が明示されない」と、同様の抗議が増えるのではないかと話す。

## 立場変えて考えて

### 取材記者の視点

今回の取材で印象的だったのは、事業者と障害のある人の双方から「互いに尊重して生きられる社会にしたい」といった言葉がたくさん出てきたことだった。目的は一緒なのに結論は一致しない。問題の複雑さを感じた。

大阪府内の障害者団体の幹部は「少しの時間だけでも、自分だったらどうだろう」と立場を置き換えて考えてもらえただけで、障害者にやさしい社会になると思う」と話した。差別解消法は事業者などに障害のある人への「合理的配慮」を求めている。「差別に当たらない事例が明示されるのか、当たらな

いだろうか」と考え続ける。そんな姿勢が必要だろう。(長野佑介)